

山形県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を
締結することができる契約を定める条例

平成19年2月1日

条例第12号

山形県後期高齢者医療広域連合の長期継続契約を締結することができる契約に関する事項については、山形市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山形市条例第24号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。